

泊村立泊中学校いじめ防止基本方針

2025.04.01

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒の在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

（いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- ① 「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努める。
- ② 児童生徒が安心できる「居場所づくり」や他者との「絆づくり」を進める。
- ③ 児童生徒が活躍できる授業づくり、豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ④ 社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育み、いじめを生まない環境を醸成する。
- ⑤ 児童生徒のささいな変化・兆候から、積極的にいじめの認知に努める。
- ⑥ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けたり知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ⑦ 保護者、地域住民その他の関係者といじめ問題について連携した取組を進める。

2. いじめの未然防止のための取組

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、児童生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

（１）「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努める。

①「反いじめ4ルール」を遵守した行動

- ア) 私たちは他の人をいじめません
- イ) 私たちはいじめられている人を助けます
- ウ) 私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます
- エ) もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の人にそのことを話します

②あいさつ運動

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

③道徳の授業実践

自己肯定感を育てる道徳の授業を実践し、心のノート等を活用して心と心の連携を図る。

（２）児童生徒が安心できる「居場所づくり」や他者との「絆づくり」を進める。

①一人一人が活躍できる学校生活

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・「心の居場所づくり」の取組
- ・縦割り活動等の異学年交流の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や職員会議での学年学級交流の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「臨時教育相談」や「定期教育相談週間」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④生徒に「いじめに関するアンケート」を年2回（5月・10月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭（スクールカウンセラー）と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①「職員会議」

月 1 回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、当該学級担任、(スクールカウンセラー) による「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめ防止対策委員会」を設置し対応にあたる。
学校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、当該学級担任
教育委員会、泊村児童生徒指導連絡協議会（泊村いじめ問題対策チーム）
必要に応じて、保護者代表として P T A 役員、地域住民代表として学校評議員の内 1 ～ 2 名
スクールカウンセラーなど外部専門家

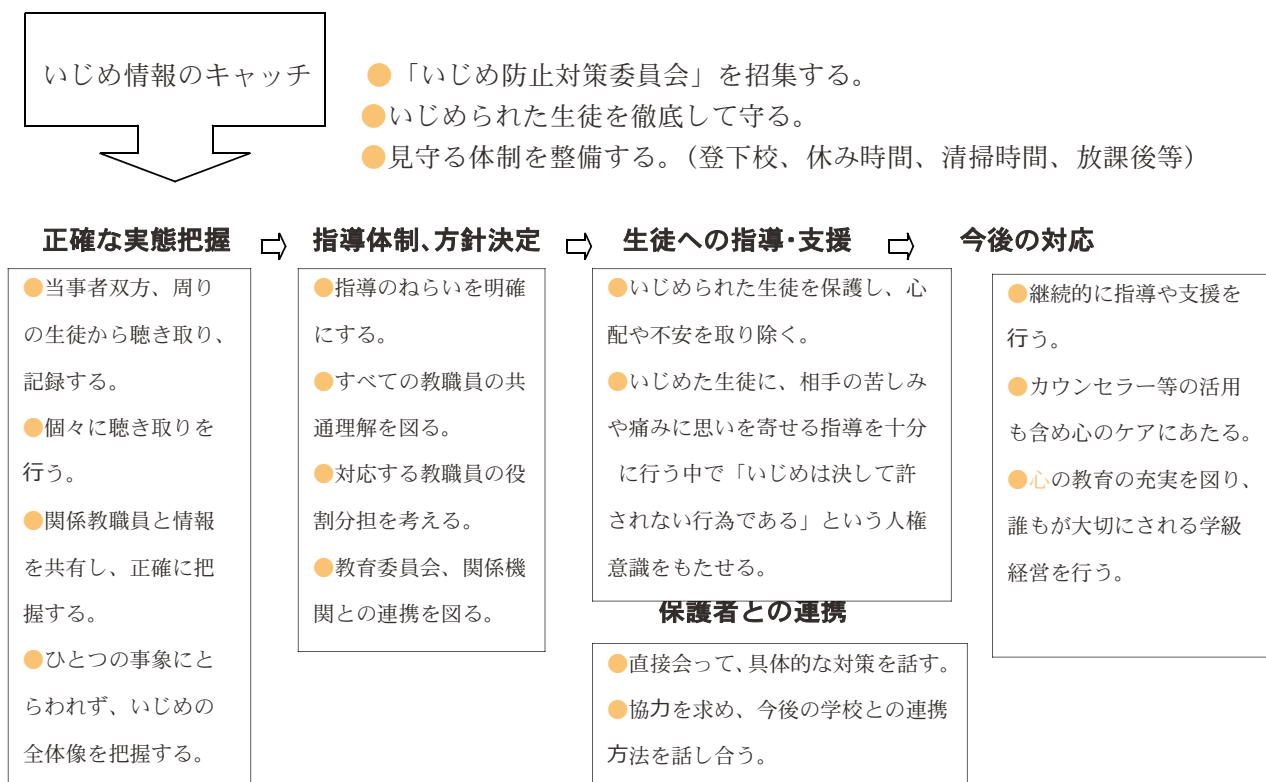
期	月	「いじめ対策委員会」の取組	その他全職員での取組
前期	4 月	・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組内容の検討	・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA 総会時）
	5 月	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 ・教育相談の取組内容の検討	・教育相談後の情報交換
	7 月		・いじめアンケート ・児童生活・学習アンケート
	8 月	・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討	
	9 月	・前期取組の反省と後期の取組の検討	・夏休み中の生徒の様子についての情報交換
後期	10 月	・教育相談の取組内容の検討	・いじめアンケート ・教育相談後の情報交換
	11 月		
	12 月	・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討	・冬休みの生徒の様子についての情報交換
	1 月		
	2 月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	
定期的取組		・毎月の職員会議で生徒についての情報交換 ・生徒の 1 日の振り返り（毎日、帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（生徒指導委員会） ・毎月の「あいさつ運動」の取組	

地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T A や地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

5. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告します。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う必要があります。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

要 注 意

生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えます。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた生徒に対して

生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導します。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

平素の連携がないため保護者から発せられた言葉

- ・ いじめられる理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば…。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの生徒たちに対して

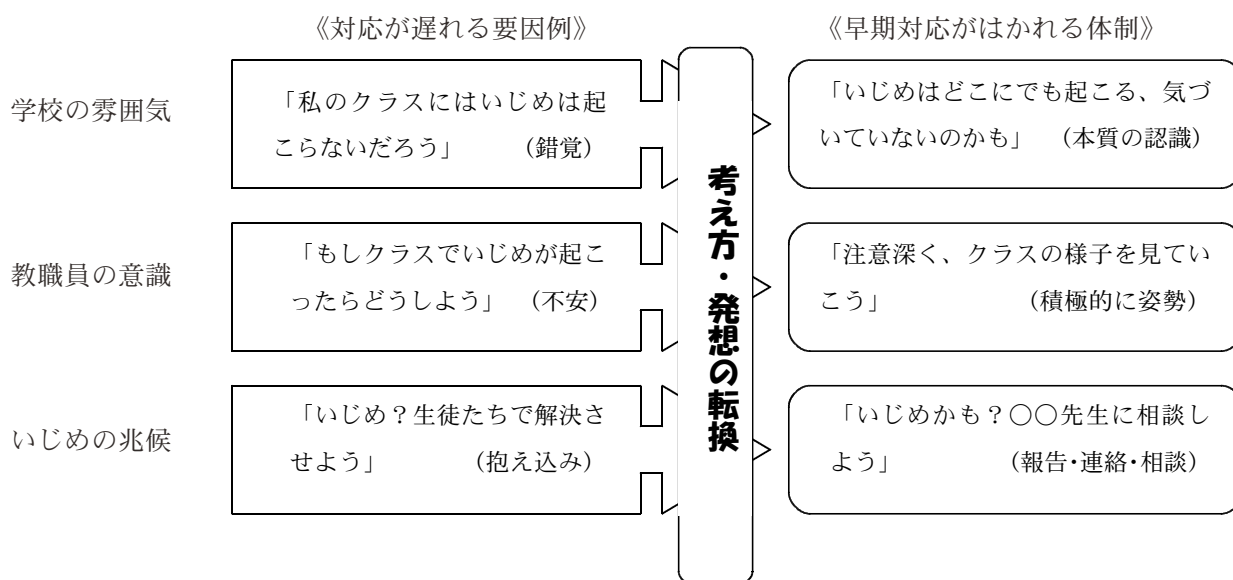
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

（４）迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



6. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要です

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

■ SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

■ 動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。
その様子は携帯電話でも撮影されていました。
そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

特殊性による危機

◆ 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◆ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
◆ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◆ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【生徒たちの心理】

匿名で書き込みができるなら… 自分だからなければ… 誰にも気づかれず、見られていないから… あの子がやっているなら動画共有サイトで目立ちたい

（３）早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

書き込みや画像の削除について

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

※学校非公式サイトでの削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応は

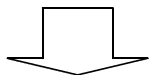
〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>



※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要です。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要があります。

7. 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。